

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
【仮訳/Tentative translation】
2018年4月20日 東京

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長

欧州ビジネス協会（EBC）
会長
ダニー・リスバーク

共同副議長

BUSINESSEUROPE
事務局長
マーカス・ベイレー

共同議長

日産自動車株式会社
専務執行役員／チーフサステナビ
リティオフィサー
川口均

共同副議長

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略語一覧

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
ATP	技術的進歩への適応化
BEPS	税源浸食と利益移転
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CBCR	国別報告
CCCTB	共通連結法人税課税標準
CE	欧州基準適合
CLP	分類表示包装
CMR	発がん性、変異毒性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
ECHA	欧州化学物質庁
EIOPA	欧州保険年金監督機構
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FTA	自由貿易協定
FTT	金融取引税
G8	主要 8 か国
G20	主要 20 か国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GDP	国民総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者
IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	一般社団法人日本照明工業会
JET	財団法人電気安全環境研究所

JETRO	日本貿易振興会
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績評価指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NTM	非関税措置
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PPPR	植物保護製品規制
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
UNECE	国際連合欧州経済委員会
VAT	付加価値税
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

はじめに

日本はEUにとって第6位の貿易相手国であり、EUは日本にとって第3位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、日EU経済連携協定の恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している多くの日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ1メンバーは、協定の実施が本報告およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRTは、必要な進展を実現するよう日・EU両政府に要請する。ワーキング・パーティ1メンバーの日欧市場における実務的経験から、公正で競争的な事業環境を確保するために必要な多数の改革が特定されている。本報告では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用及び規制協力の推進
- 不必要な障壁と煩雑な手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業の公正な競争および平等な待遇の保証
- サービス分野におけるより公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資条件の改善
- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

ワーキング・パーティ1は、昨年実現した日・EU経済連携協定の妥結を歓迎するとともに、日・EU両政府に対し、2019年早期の速やかな発効に向けて引き続き努力するよう促す。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印1つ(*)は「重要な」提言を示す。(例：WP 1/# 01*/EJ to EJ)

日本・EU 両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化：日・EU EPA 早期発効の要請

BRT は、日・EU 両政府が EPA を無事妥結させたことを称賛する。昨年12月に行われた日 EU 首脳電話会談を受けて、安倍首相とユンカー欧州委員会委員長は、日 EU EPA 交渉が妥結に達したことを確認する共同声明を発表した。

BRT は、包括的、意欲的で相互に有益な日 EU EPA が、貿易と相互協力のさらなる拡大を通じて、EU と日本の経済関係の可能性を切り開くものと確信している。

BRT は、EU と日本の規制環境の整合化を目的とした規制の一貫性と規制協力に関する問題を話し合うための枠組みが日 EU EPA に組み込まれたことを同時に歓迎する。

このような日 EU EPA の重要性を踏まえ、BRT は、日・EU 両政府に対し、2019年年の早期に発効が見込まれる経済連携協定が効果を上げるように、各々の立法機関および各国政府との賞賛すべき協力の取組みを継続するよう要請する。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ ブエノスアイレスにおける WTO 閣僚会合後の意欲的な多角的貿易アジェンダに関する提言

世界的に保護主義の圧力が強まる中で、EU と日本は他の WTO 加盟国とともに、多国間貿易システムの監視者としての WTO の重要性と、世界貿易において秩序を維持し、さらなる自由化を推進するための公正なルールの基礎としての WTO 協定の価値を守らなければならない。グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るといふ WTO の交渉の根幹は強化されるべきであり、この点において、EU と日本は中心的な役割を果たさなければならない。

また、企業は両政府に対し、WTO の執行の柱である上級委員会の適正な機能を保護するよう要請する。現在、新判事任命が難航しているが、これは、この機関の機能が年末にも麻痺するおそれがあることを意味する。これにより、紛争解決の可能性は損なわれ、WTO 加盟国は貿易問題を打開するために WTO 規則の範囲を越えて行動する方向へと動くだろう。

WTO が多角的貿易ルール設定組織の中核的役割を維持すべきことは明白である。。この文脈において、EU と日本は WTO 加盟国を先導し、例えば交渉プロセス効率化のためのプロセスの再評価、政策提言の提示及び議論の先導、可能であれば、残りの DDA 項目実現の推進、DDA を超える問題に関する新たなルール作りでの合意等により、変貌を遂げる世界貿易環境に WTO をうまく適応させるべきである。

BRT は、2017 年に貿易円滑化協定 (TFA) が発効したことを同時に歓迎する。この協定は、貿易費用を 10~15%削減し、世界経済に 1 兆ドルをもたらすことによって、

世界貿易を活性化させる役割を果たすだろう。協定の目的は、通関手続きをスピードアップし、貿易の円滑化・迅速化・コストダウンを図り、明確性・効率性・透明性を提供し、官僚主義及び汚職を減らし、技術の進歩を活用することである。今、重要なのは残りの WTO 加盟国が協定を批准すること、またすでに批准済みの加盟国が必要に応じて技術的支援を受けながら協定の効果ある実施を確保することである。

加えて、BRT は、日・EU 両政府が他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な他の項目についても、さらに探究することを提言する。これには、例えば、デジタル貿易、補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）および競争の項目が含まれる。これらの項目の探求によって、多角的貿易体制における利益を增強し、ルール作りにおける WTO の中心的な役割を強化するものである。

BRT は、これらの問題に関する進展を強く支持し、日・EU 両政府には、DDA 交渉の前進に向け、交渉を活発化させ、弾みをつけることができるように一層の努力を求めると共に、サービス貿易協定（TiSA）や環境物品協定（EGA）など、プルリ協定のタイムリーかつ成功裡の締結推進を求める

さらに、BRT は、日・EU 両政府に対し、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品を含める WTO の対象物品およびサービスの世界自由貿易の実現に向けて最大限努力するよう要請する。

しかし、関税自由化は、最終製品のみに限すべきでなく、実際に効果を与えてバリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。

BRT は、2015 年 12 月に合意に至った情報技術協定（ITA）の製品の範囲と加盟国・加盟地域をさらに拡大するための話し合いを日 EU 両政府が主導することを期待する。

<直近の進捗状況>

2017 年 12 月 10-13 日にブエノスアイレスで開催された WTO 閣僚会議は、満場一致で閣僚宣言を採択するまでには至らず、農業・漁業等、交渉中の分野の諸問題について合意は形成されなかった。多くの WTO 加盟国が次の見解を表明した。

- 政治的気運を維持し、MC10 の交渉結果を確実にすることが重要
- WTO および加盟国にとって、多角的貿易体制は引き続き重要であり、現下の課題により良く対応するために更新することを担保する一方、貿易とグローバル化に対する懸念を考慮に入れることが重要
- 農業、非農産品及びサービス向け市場アクセス等の論議を呼ぶ可能性のある問題について WTO が論議を控えることがあってはならない

BRT は MC11 の前に、非農産市場アクセス（NAMA）、農業、非関税障壁（NTBs）及び輸出補助金など他の議題項目に関する交渉の進展を期待する。しかし、DDA 交渉の今後のあり方については、継続または打ち切りの両論が併記される形になった。BRT は WTO の DDA 交渉のさらなる進展によって交渉が新たなステージに入り、先進国および途上国の双方に互恵的な成果を生むよう期待する。

<背景>

BRT は、貿易自由化、ルール策定、紛争解決を根幹の機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化に向け、2001 年に開始されたドーハ・ラウンドは、当初掲げられた高レベルの野心が維持されず、政治的意思の欠如により、市場アクセスの約束に関する OECD 諸国と新興加盟国との溝を埋められず、交渉は暗礁に乗り上げる結果となっている

特に重大かつ一層高まりゆく世界経済の不確実性を受けて、WTO は成果を出す力があると経済界に示さなければならない。WTO は、多角的貿易に関するルール策定や基準設定の機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、より多くのより強力な行動を起こすべきである。既存の法的枠組みはそのような行動の優れた基盤となる。しかし、変化する世界経済の情勢に合わせて、これを更新していく必要がある。

WTO 加盟国は、2013 年 12 月、バリの第 9 回 WTO 閣僚会議、および 2015 年 12 月、第 10 回 WTO 閣僚会議において、DDA 交渉の一部を進展させた。残念ながら、2017 年にブエノスアイレスで開催された第 11 回 WTO 閣僚会議は、結局ごく限られた成果しか上げられなかった。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

1. 総括的提言

BRT は、国際的に取引されている製品の試験・認証に対する国際的に調和された技術要件および手続きを共同で策定し、これを適用することを強く支持する。

昨年 12 月の日 EU EPA の妥結を基礎として、BRT は、日・EU 両政府に対し、規制協力を一層強化し、両経済の対話をさらに増やすことを提言する。その目的は、ビジネスを促進し、日・EU の経験を世界のその他の地域に広めるために、貿易と投資に対する障壁を取り除くことである。

この目的を達成するために、BRT は、日・EU 両政府が関連するフォーラムで、国際的な製品規格と認証手続きを共同で策定するよう奨励する。BRT は、日・EU 両政府に対し、可能な限り多くの分野でかかる規格を適用するよう提言する。

国際規格がまだ策定されていない場合、BRT は、日・EU 両政府に対し、可能かつ妥当な時期に、機能面で同等な要件に基づいて認証されている製品の輸入、販売または使用の相互認証を受け入れるよう求める。

共通の規制環境の利点を考慮し、BRT は、貿易・投資の阻害要因となる不必要な措置を日・EU 両政府が講じないようにするため、規制協力の推進に向けた枠組みを日・EU EPA に盛り込んだことを歓迎する。

BRT は、日・EU の政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日・EU 間で調和された規制の枠組みが未だ策定されていない場合、日・EU の両規制当局は、国内の技術規制・適合性評価手続きを定期的に見直し、一層の基準調和の範囲を定めて行くことが望ましい。使用した科学的・技術的裏付けを含め、これらの見直しの結果は、両規制当局間でやりとりし、かつ要請があれば企業にも提供するものとする。

BRT は、日・EU の規制機関に対し、自らの取り組みが貿易および投資に対する思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査するよう提言する。両国の規制機関は、規制面での相違ならびに新たな貿易障壁を作り出さないように、法制化に関する年間作業計画をできるだけ早い段階で交換することが望ましい。さらに、双方の対話を効率的に進めるために、法案を起草する場合の早期警戒システムに合意することが望ましい。

日・EU の政策立案者は互いの経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用することによって、よりよい規制を推進するための共同戦略を立てるべきである。このプロセス全体を通じて、両政府は企業との緊密な対話を行うことが望ましい。

BRT は、日・EU サミットのリーダーに対し、EPA が生きた協定であり、経済界の分野特有の問題に取り組む規制協力を可能にする、盤石かつ包括的な枠組みとなることを保証するよう求める。長年にわたり規制協力を提唱し、これが将来に向けた重要課題であると認識している BRT としては、この共同イニシアチブが、来るべき EPA を強化すると同時に、これを補完し、加えて、堅固で、前向きかつ持続的な規制協力の枠組みを整えることを希望している。BRT は、日・EU 両政府の規制協力への支援に前向きである。

最後に、この 10 年間の初めに調印した複数の MRA が、それらスキームの対象製品の EU および日本の規制両方に従った試験・承認を不要にするための真の相互承認取決めとなるために、BRT は、これら MRA を現代に適応させること、ならびに最新のものへと更新することを求める。

<背景>

BRT は、規制協力が両経済の経済的繁栄の鍵となるものと確信している。昨年 12 月に日・EU EPA が成功裡に妥結したことを考えると、この協定の下で、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なったりすることはなく、また両者の貿易に新たな障壁を作り出すことがないことを保証するだけでなく、互いの協力による恩恵をさらに増し、最終的にそうした規制協力を他の二国間および多国間関係まで拡大していくためにも、両経済の関係を拡大・強化することが重要になる。

部門別提言

2. 共通の化学品規制の策定

EU の REACH および RoHS、そして日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律（化審法）」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに対して多大な影響を及ぼす。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制対象物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立すべきである。両政府はそれぞれが持っている物理化学的性質及び毒性に関する情報を、相互に使用できるようにすべきである。その上で、両政府は科学的根拠に基づいて、共通の危険有害性分類基準の決定について協議し、分類の結果を整合化すべきである。このような共通の規制環境が整備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザと消費者の利益にもなる

さらに両政府は、内分泌かく乱物質やナノ物質などの新たな問題に対する共通政策を策定すべきである。また、両政府は、企業と協力して開発途上国におけるサプライチェーンマネジメントを支援すべきである。

3. 共通の資源効率政策の策定

日・EU 両政府は、日・EU 間での適切なインセンティブ、標準化された方法、基準および環境物品宣言様式を用いて、資源効率を含むエネルギー効率という概念を推進し、そのような政策が国際的に共有されるよう互いに協力することが望ましい。

両政府は、多国間レベルで協力し、省エネルギー規制、それに関連するラベリングの規則、環境・カーボンフットプリント制度の国際的調和を推進することが望ましい。

4. AEO のメリットの拡大

日・EU 両政府は、認定事業者（AEO）にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRT は、2010 年 6 月に日・EU 間の AEO の相互承認協定の合意後、両政府が定期的に議論を行っているものの、事業者にとっての具体的な利益は明らかになっていないと認識している。2015 年の EU のプログ्रेसレポートによれば、この相互承認取決めの範囲は「セキュリティと安全性」に限定されている。BRT は、この点で、企業が過剰な管理上の負担を課されることなく、輸入に対してさらに大きな責任を担った上で、一層の自由を得られるように、輸入手続きを簡素化することに重点を置くよう希望する。BRT は、輸入手続きの簡素化の実現が必要な場合、両政府は法的根拠の拡大を検討すべきであると提言する。

5. UN 規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

自動車分野において、日・EU 両政府は、日・EU 双方の自動車輸出にかかる規制遵守コストの削減を目的として、相互認証の恩恵を拡張することにより UN 規則の採択を加速させることが望ましい。また、日・EU 両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車などに用いられる環境負荷を考慮した新たな駆動系技術が市場にスムーズに導入されるよう国際的に調和された技術要件や試験手順の確立に努めるべきである。

さらに、共通の規制環境は、自動運転等の新技術の有効かつ効率的な導入という点においても有益である。そこで、BRT は、日・EU 両政府が協力し、現行規制において生じ得る障壁を取り除き、新技術に関して、十分に練られ、グローバルに調和され、将来を見据えた規制枠組みの確立を目指すよう提言する。

<5の背景>

1998 年、日本はアジアで初めて、「国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN 規則に沿って型式承認を受けた車両装置は、当該規則を採択している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の乗用車の型式承認に含まれる 47 分野のうち 41 分野で、UN 規則を採択している。

<1-5 の一般的背景>

これらの提言の実現は、EU と日本双方のビジネス環境の大幅な改善につながる。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ 社会保険料の二重払いの回避

BRT は、日本と EU 加盟 12 か国間で社会保障協定が締結されたことを歓迎する。日本と EU 加盟国 3 か国との間で、交渉または事前協議が行われている。BRT は、日本および EU 加盟国に対し、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて一層努力するよう要請する。

BRT は、EU 加盟国と日本との間では、2012 年以降新たな事前協議が開始されてこなかったことに留意する。BRT は、日本および EU 加盟国の中で未だに日本との協議が開始されていない 13 か国が、社会保障協定のないまま残される可能性があることを懸念する。BRT は、日・EU 両政府が日・EU 両政府、残る加盟国を対象として含めるために社会保障に関する共通合意を達成する可能性を探るべきであると提言する。

さらに、日・EU 両政府は暫定措置として、受入国が片務的に年金基金の掛金を免除するか、または海外駐在者に対して帰国時に掛金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

<直近の進捗状況>

この1年間は、限定的な進展しか見られなかった。

<背景>

EU加盟国と日本が個別に社会保障協定を締結すれば、これによって企業やその従業員の負担は軽減される。これまでのところ、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランド、ハンガリー及びルクセンブルグとの間で社会保障協定が発効している。日本とイタリア及びスロバキア共和国との協定は調印済みである。さらに、日本とスウェーデン及びフィンランドとの間の交渉が進行中であり、日本とオーストリアとの協定は準備段階にある。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ BEPS 行動計画およびその他税制問題に対する提言

BRTは、国際的に公正な税制の枠組みと公平な競争環境の創出を支持する。同時に、BRTは、日・EU両政府がBEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施が企業に対するさらなる管理上の負担を創り出すことのないようにするよう要請する。

BRTは、BEPS行動13の移転価格文書の中のマスターファイルローカルファイルの制度を実施するためのOECD/G20各国による協定を歓迎する。BRTは、遵守コストおよび不透明性を大幅に低減するような方法で、EU加盟国と日本との間の二国間および多国間の関係において整然と、かつ成功裏に実施されることを切望する。この点に関連して、CbCRは一旦多国籍企業（MNE）の最終親会社とその所在国の税務当局に提出したうえで、その子会社所在国の税務当局は当該国と親会社所在国との租税条約における情報交換条項に基づき入手するものとする手続きが、納税者に過度の負担をかけることを避ける観点からOECD勧告に示されているが、グループ子会社所在国の税務当局が直接CbCRの提出を要求する事例が散見される。BRTは、グループ子会社所在国は、OECD勧告に示された手続きを遵守し、直接子会社にCbCRの提出を強要することのないよう要望する。

BRTは、EU、その加盟国および日本の政府が、二国間および多国間の事前確認制度（APA）の成立を促進させることを目指すよう提言する。

BRTは、国別報告制度を通じて開示が必要な情報の範囲は、公平な競争関係を実現するために、国際的に整合性があり、BEPS行動13に合致していることが重要であることを強調する。BRTは、欧州委員会の公開国別報告の提案は、納税者情報の秘密を侵害するものであるから、これに反対する。

加えてBRTは、BEPS行動13が求めるように、納税者に関する情報は税務当局によって秘密が保持されるべきであることを指摘したい。

恒久的施設（「PE」）に関して、BEPS行動7は、金融サービス業界が広く行っているグローバル・トレーディングへの影響について一切考慮をしていない。グローバル・トレーディングにおけるトレーダーが取引を計上するブッキング・エンティティの従属代理人と認定された場合は重大な取引阻害要因となることから、そのよ

うな認定に基づく課税が生じないように、BRT は、欧州諸国の税務当局に対し最大限の配慮を要請する。

BRT は、上記 BEPS 行動 13、行動 7に限らず、今後導入が見込まれる BEPS の他の行動についても、導入の際には、納税者に過度な負担がかからないよう配慮した制度設計をするよう各国の税務当局に要請する。

2013 年に OECD/G20 各国によって合意されたように、BEPS 行動計画によって策定された措置の導入が、法令を順守している納税者に対する無用の不確実性や予期せぬ二重課税を招くべきではない。

BRT は、日本および EU 加盟国 13 か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国）を含む 20 か国が、条約関連の紛争を規定された時間内に解決することを保証するためのメカニズムとして二国間租税条約の中で義務として拘束力をもつ MAP（相互協議）仲裁を規定すると確約したことを歓迎する。BRT は、このメカニズムを EU 全加盟国と日本との間に拡大することを提言する。

さらに、BRT は、日・EU 両政府に対し、次を提言したい。

1. 成長とイノベーションにつながる、より簡素で、負担が軽く、合理的な税制を追求すること。簡素で負担が軽く合理的な税制は、課税回避や節税への誘因を低下させる。この税制には、特定の保有基準を超える事業投資から得られた配当金およびキャピタルゲインに対する追加的な法人税を免除する資本参加免税を含めることが望ましい。
2. 管理上の負担を減らすこと。税制が複雑になればなるほど、また税負担が重くなればなるほど、企業側と税務当局にとって、遵守または法執行のためにより多くの時間と費用が必要になる。
3. 投資誘致における健全な競争を促進すること。投資を決定する場合、税額、人的資源およびインフラが決定的役割を果たすことが多い。日・EU 両政府は、投資誘致のために、これら 3 つの要因について健全な方法で推進し、競い合うべきである。
4. 二重課税を排除すること。二重課税は、国境を越えた事業活動にとって依然として大きな負担となっている。EU 加盟国と日本は、両国間の租税条約を改革し、可能な限り、配当、ロイヤルティおよび金利の支払いに対する源泉税を免除することを保証すべきである。

<直近の進捗状況>

OECD が最終措置パッケージを提示し、G20 各国首脳がこれを承認したことから、進展が見られた。

<背景>

BEPS 行動計画は、OECD によって提案され、2013 年 7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。OECD は、G20 財務大臣に最終措置パッケージ（2015

年最終報告書)を提出し、2015年10月9日、G20財務大臣によって承認された。G20各国首脳は、BEPSを承認し、2015年11月15日にその実施を確約した。

WP-1 / # 06* / EJ to E 金融取引税に関する提言

BRTは、欧州委員会(EC)が提案した金融取引税(FTT)について、特にその広範な適用範囲に関し、引き続き強い懸念を持っている。もしFTTが導入された場合、取引量の減少および市場流動性の低下が発生することになる。また、それは資金調達コストの著しい増大および非金融企業を含む企業間の正当なヘッジ取引に悪影響を招くことにもつながる。流通市場での流動性低下は、最終的には発行市場へも影響を及ぼすおそれがある。

さらに、BRTは、金融機関のバランスシートを課税標準とする銀行税の導入についてもFTTと同様の理由から金融機関に過度な負担がかからないよう配慮することを要請する。

EUにおける資本市場を発展・統合させるためにも、対象となる金融取引、課税国、税率などについてEU域内で調和した税体系を検討する中で、市場流動性、資金コストやヘッジ費用について慎重な考慮が必要である。

<背景>

欧州委員会(EC)は、2011年9月、少なくとも一方の金融機関がEUに拠点を有する場合、金融機関間の金融商品取引に対して金融取引税を課す提案を公表した。しかし、欧州委員会は、EU全体での共通したFTTシステムの導入が合理的な期間内に達成され得ないと結論づけた。2013年2月14日、欧州委員会はEU加盟11か国(エストニアが離脱したため、現在は10か国)による強化された協力の下で、金融取引税の導入を図る理事会指令案を発表した。課税対象のデリバティブ(金融派生商品)の範囲などの複雑な議論があるため、実施期日は、当初の2014年1月から何度か延期されてきた。現在、最終合意の期日は設定されていない。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 07 / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ

産業界は今なお、国際規格や国際規則と整合しない規格や製品認証に直面している。さらに、日本政府は、海外で認証を受けた、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠した製品またはCEマークの認証を受けた製品の中には、日本の当局によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、調和された基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

日本政府は、EUで認証された自動車は改造またはさらなる試験を必要とせず日本で販売できるよう、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国内要件への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。さらに、日本政府は、あらゆるEPAの規定の範囲内に含むべき日本の商用車の技術要件の国際的調和へ向けて努力することが望ましい。

さらに、日・EU ETAIには、将来の市場アクセスの障壁が生じることを防ぐために、全車種（すなわち、乗用車および商用車）を対象とする自動車附属書を含めるべきである。

<直近の進捗状況>

- **解決済み：8項目**
 - 76 GHzレーダー、閉鎖型クランクケース換気装置、DRL、TNS・PHPの変種、超小型モビリティ、軽合金ディスクホイールのリムマーカーキング、車両型式の定義、座席スペースおよびヘッドクリアランス
- **解決済み - 要確認：4項目**
 - タグアックスルのGCW（連結車両総重量）、タイヤ／ホイール突出部、後部排気管の角度、車両全体検査
- **未解決：4項目**
 - 打ち抜き加工／エンボス加工 - VIN（車両登録番号）項目 - 燃焼機関および電動機、耐久試験

建設用製品

日本政府はEU政府と協力して、すべての建築資材について日本農林規格（JAS規格）／日本工業規格（JIS規格）と欧州規格（EN）のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら、このような規格が未承認の状況が、床張り材部門や屋根板部門に関して未だによく見受けられる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立たないことが認められる。

さらに日本政府は、技術的な規制やガイドラインが透明性をもってわかりやすく解釈されるよう、地方自治体や地域機関に対する支援を向上させることが望ましい。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことはまだ多く残されている。なお、BRTは、2013年4月、2014年4月、2015年4月、2016年4月及び2017年4月のプログ्रेसレポートの中で、ISOとJIS/JASとの矛盾の問題について日本政府から回答はなく、むしろ海外の試験施設がJAS/JISに則って試験を実施する可能性に焦点を当てる選択をしていた点を指摘する。

<背景>

日本の建設部門は長年極めて「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

鉄道

EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。この点については、ある事業者から複数回報告を受けている。二重試験によって輸入コストが上昇し、輸入製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は協力して、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（その逆も同様）仕組みを構築すべきである。

さらに、BRTは、日本政府に対し、日本市場の安全対策を満たすか、またはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が必要なのかについての理解をEU企業が深められるように、基準や要件が公的に入手できるシステムを確立するに当たって、今よりも積極的な役割を担うよう提言する。BRTは各事業者が異なる性能要件を有する可能性については理解するものの、できれば同一の安全性要件や基準が日本国内のすべての事業者によって使用されることが望ましい。しかし、現状では、個々の事業者が独自の安全基準や要件を採用している。第一段階として、ある事業者による試験結果と承認は、他の国内事業者によって受け入れられるようにすべきである。

<直近の進捗状況>

過去においてある程度の進捗があり、EPAはこれらの問題に幅広く対応している。したがって、BRTは今後についてやや楽観的な展望を持っているが、どのような進捗があったのかを正確に分析することは難しい。日本には、すべての事業者が遵守すべき共通の適合性審査制度がないという核心的な問題は今も残っている。BRTは事業者の中に今後の調達予定のリストを公表する試みがあることに留意し、これは市場アクセスの向上実現のための幸先の良い第一歩であると見ている。

<背景>

日本政府は、さまざまな国際基準フォーラムでは活発に取り組んでいるものの、これらの基準や規制は必ずしも日本の事業者には使用されていない。したがって、海外の製造事業者が満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

加工食品

加工食品に関しては、日・EU間の基準と技術要件の違いと輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会（FSC）は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 承認プロセスの迅速化および根本的な改正に加えて、認可食品添加物の種類を大幅に増やすこと。
- b) 重複評価のコストを削減するため、適合性評価手続きの相互承認を実現すること。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設けること。期限に関するガイドラインは存在するが、それには申請手続きの一部しか含まれていない。したがって、申請者は申請に要する期間を把握することが難しい。

<直近の進捗状況>

衛生・植物検疫問題はEPAのもとで協議され、1つの章全体がこの問題に充てられている。しかし、その他多くの分野と同様、どのような実践的成果が出るかを正確に述べることは難しい。細部については必ずしも同じではないため、WTO SPS協定はすべての問題を解決するには不十分だという指摘は正しい。しかし、EPAの成果として、日本が食品と飲料の両方に関して多くの食品添加物を承認したことに留意すべきである。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、EUと日本との間で基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LEDランプと照明器具

国際電気標準会議（IEC）などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法（PSE）／日本工業規格（JIS）／電気安全環境研究所（JET）などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の省庁（すなわち経済産業省）が策定した現行の基準は、他国の製造事業者が使用している基準と互換性がない。

BRTは、日本市場がグローバル市場から取り残されないよう、国際規格・安全性および技術要件と遅滞なく調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めていく上で重要な役割を果たすものと期待される。

<直近の進捗状況>

日本政府は、JISをIECに調和させることに同意したが、同政府は、これには5年を超える時間を要するとも述べている。当然ながら、これは容認できない。日本は、IECの試験手順を使用できる製品のリストを発行した（「付属書12」）。しかし、このリストの改定作業は遅く、LEDランプおよび一部の照明器具が含まれていない。

<背景>

日本には、電気用品安全法（PSE）や日本工業規格（JIS）等の独自の基準や技術要件があり、例えば、逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、遠隔操作基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本の家庭用品品質表示法は、多くの製品について、ラベルに含まなければならない情報を詳細に規定している。直近の法改正でいくつかの改善が実施されたが、ティーカップなど多くの製品については、今もいくつかの問題が残っている。それらの中には、箱の中に同一品が複数個収められている場合、箱だけでなく、製品自体にもラベルを貼付するという要件が残っている。日本は、このラベル表示に関する法律にさらなる柔軟性を取り入れることが望ましい。

<直近の進捗状況>

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業両方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。消費者庁（CAA）は、草案を作成し、これがコメントを求めて公開された。我々は、新法が、2017年中に成立することになると理解している。

<背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-1 / #08 / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

日本政府は、自主検定の許可利用を拡大することが望ましい。現在、日本は多くの場合、政府機関または第三者から承認を取得することを求めている。このことによって、関連企業が製品やサービスを発売する際に、その分のコスト、時間がかかってしまう。特に、時間は製品サイクルの短い分野では重要である。

日本が人命および動植物の安全を守りたいことは理解できるものの、制御可能なリスクを伴う製品やサービスは自主検定手続きを利用できるよう、適切なリスクアセスメントを実施すべきである。

<背景>

日本は、自主検定の概念を取り入れたが、第三者または政府の承認が、規範となっていることが少なくない。このことは、製品を市場に出すための時間とコストの増大を意味する。この問題は、試験方法が調和されていない場合に、特に明白である。

WP-1 / # 09 / E to J 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<直近の進捗状況>

2015年度からの軽自動車の税制改正はコンパクト車および軽自動車に対する課税負担の格差縮減に向けた歓迎すべき第一歩であるものの、まだ十分とはいえない。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉において、さらなる財政および規制改革を約束することが望ましい。つい先頃、経済産業省と日本自動車工業会（JAMA）は、差異レベルを1:2程度に縮小するよう提案した。

しかし、当分の間、軽自動車とサブコンパクト車の課税の基準レベルの差異は1:3.3という容認しがたいほど大きいままである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連諸税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料金が低

めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

WP-1 / # 10 / E to J 燃料電池自動車

水素貯蔵システムの材料要件に関する水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則のフェーズIIの合意ならびに実施は未定だが、日・EU両政府は、メーカー／輸入業者が、HFCVが互いの要件および認証手続き満たしていることを証明できるよう柔軟性のある取決めを取り入れることが望ましい。

<背景>

国連規則（UNR）134：水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則「水素燃料電池自動車、フェーズI」は、2015年6月に発効し、EUと日本が採択した。しかし、日本がフェーズIを実施したにもかかわらず、日本に輸入されたHFCVタンクは、引き続き金属材料に関する日本特有の国内要件を満たさなければならない。EUが性能に基づく方式を用いて水素適合材料を承認しているのに対して、日本の方式は慣例的であり、事実上、材料の選択肢を非常に少数の特殊な種類のステンレス鋼とアルミニウムに限定している。

WP-1 / # 11 / E to J 運送・物流

WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当に魅力を感じられるよう、事務負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を遵守しているのであれば、認定事業者（AEO）の考え方としては、より簡素化に焦点を当てるべきである。その例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする
- 検疫関連の規制対象となっている製品については、最初の通関手続地として、保税倉庫を使用する
- 両面印刷の書類の使用
- 海上輸送については、電子荷渡指図書の使用

- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。よってこれを輸入用に申告しなければならない

現状では大手を含めた業界の事業者がファックスと「紙の」指図書を使用しているため、日本政府は業界のデジタル化をさらに先導すべきである。人的資源の確保がますます困難となる中で、有効な解決策を導入することが最も重要である。

我々はさらに、プログレスレポートに記載されているように、日本政府が民間部門と協力して進めている情報収集についてのより具体的な情報の入手に特に関心を持っている。<直近の進捗状況>

日本税関は、2017年10月に管轄地域外における輸出入申告を自由化した。した。BRTは、産業界が長らく要請していたこの重要な改善を称賛する。

<背景>

現行の認定事業者（AEO）制度は、あいにく多くの事業者が希望したような簡素化にはつながっていない。むしろ、多くの場合、事務負担が増加している。

WP-1 / # 12 / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の利用、そして羽田空港における国際交通のさらなる発展に対する障害となっている。この重量制限を見直して、エアバス社製のA380やA350など、新型機やさらに大型航空機の運用を可能にすることが望ましい。我々は、双方の関係当局が協力して、必要な検証を行うよう要請する。加えて、建設の一部について耐重量の再検証により、最新の中型A350航空機が運用できるようになる可能性もあり得る。

<年次報告書>

この提言については、進捗は見られなかった。しかし、先ごろの羽田における747-8i（コードF航空機）の日中運用の承認が、A380（同じくコードF航空機）についても、日中運用がまもなく承認されることへの期待感を生み出している。

<背景>

航空旅行の需要の高まりに応え、また混雑を緩和するために、空港の受け入れ能力を拡大する目的で、2010年10月、第4滑走路（D滑走路）と国際線ターミナルが開業した。これまでのところ、アジア各国間との航空路線に焦点が当てられてきたが、今後は、長距離国際路線のための利用が増加すると見られている。便数は、需要と共に増加するが、スロット数の観点から、最終的には受け入れ能力により制限されることになる。最近の日本への海外旅行客の劇的な増加は、2015年には2000万人弱に上り、日本政府は、2020年は4000万人と目標を上方修正した。羽田を発つ航空機（230席）の平均的なサイズは、747が国内で使用されていた1980年（240席）の航空機のサイズより小さい。東京の各空港、具体的には羽田空港の交通量の伸びを目の前にして、羽田空港で今より大型の航空機を確実に使用できるようにするためには、そのための努力が必要となる。この点で、より大型の新型航空機の使用が、航空会社の戦略の重要

な部分の一つとなっていく。そのような状況の下で、D滑走路の航空機重量制限は、羽田空港が、より大型で新しい航空機の使用へと転換する上での妨げとなる恐れがある。A350やA380などの新型航空機は、羽田空港で現在使用されている旧型の航空機よりも騒音が少なく環境に優しく、また、羽田空港の離発着便を増加するために都市上空を飛行させる計画を踏まえ、できる限り騒音の少ない航空機を使用することが不可欠である。多摩川の流れを妨げないように、D滑走路は、従来の埋め立てではなく、棧橋状構造を用いて整備された。このために、使用する航空機に対する重量制限が課されることになった。そのため、重要制限を超えるエアバス社の最新型A380やA350シリーズの全ラインアップを使用する場合、現在のような使い方はできなくなるだろう（下表を参照）。

単位：トン	重量制限	A380	A350-1000	A350-900	B747-400	B777-200ER
総重量	400	571	308.9	268.9	396.0	286.9
主脚荷重, t/gear	139.5	161.6	146.9	126.0	92.8	134.9
車輪荷重	26.2	26.9	24.5	31.5	23.2	22.5

WP-1 / # 13 / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても課税繰延べ制度の適用を検討すべきである。

BRTはさらに、純営業損失（NOL）に関する不利な規則について指摘したい。近々行われる変更により、日本国内の企業は、（2017年から）損失の50%を10年間繰り越すことができるようになる。これは、投資獲得のために日本が競い合っている近隣諸国におけるNOLに大きく遅れをとっている。

その一方で、日本は相続税政策に関して外国人が置かれた状況を改善した。しかしながら、税率区分を高くし、直近親族の控除額を小さくするという点で、日本の相続税法は極端であることを指摘しておくべきである。

さらに、全般的な投資環境の改善が前提条件であるが、外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁が既に取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<直近の進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に融通が利かない。また、日本が期間の短縮を検討している気配もうかがえる。

<背景>

日本は世界第3位の経済大国でありながら、GDPに占める日本国内における外国直接投資（FDI）額はOECD加盟国のなかでも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構（JETRO）が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。OECDによると、2016年の対内（海外直接投資（FDI））残高は昨年比微減の、GDPのわずか3.9%であった。

WP-1 / # 14 / E to J 調達

<総括的提言>

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」を撤廃することで達成できるであろう。また日本は、現在19都市しか含まれていない、政府調達に関する協定（GPA）に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語で利用できる情報をさらに増やすことが望ましい。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。さらにBRTは、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

さらにBRTは、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

<具体的提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能も考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
 - b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達を奨励すべきである。
- 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。
- 業務安全条項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、確実に、よりオープンな入札要請に繋がることが望ましい。BRT

は、業務安全条項（OSC）の定義の変更によるオープンな入札要請の増加について、日本政府にデータがあるのかを知りたいと考えている。

<直近の進捗状況>

BRTは、特に本州の3つのJRの変化に着目しており、したがって、業務安全条項（OSC）の変更がもたらす成果に期待している。日本政府は、業務安全条項を定義したが、BRTは、この定義はあまりにも包括的すぎると見ている。

<背景>

日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定（GPA）の対象外であることが調査により明らかになっている¹。一部の部門には現在、500万SDRの基準が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道部門では初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

WP-1 / # 15 / E to J 財務報告

提言：

BRTは、企業会計基準委員会（ASBJ）は、一般的に（公正妥当と）認められた会計原則（JGAAP）を国際会計基準（IFRS）に一致させることを今よりも優先させ、それによって、面倒な照合の必要性を低減するよう提言する。このことが、コストの削減、データの透明性と正確性の向上に寄与することになり、同時に財務諸表の比較可能性を高めることによって、日本の金融市場の魅力を高める。

さらにBRTは、規制当局は、財務報告の収斂を促進するために、密接な繋がりのある税法と会社法の修正を検討するよう提言する。そうすることによって、企業は、上記の財務報告の整合化の恩恵を得ながら、既存の課税調整を維持することができる。

<直近の進捗状況>

新規提言

<背景>

欧州や日本で国際会計標準（IFRS）を採用する企業の数が増えてきたことを踏まえ、財務報告基準の統合と国際的な互換性向上への世界的な圧力が高まり続けている。しかし、欧州に本社を構え、日本国内に住所を有する重要な子会社をもつ多国

¹ コペンハーゲン・エコノミクス、「EUと日本の間の貿易・投資に対する障壁の評価」、2009年

籍企業の場合、課題は今も残る。それは、そういった子会社は、法的な報告目的で企業会計基準委員会（ASBJ）が発表した「日本で一般的に（公正妥当と）認められた会計原則（J-GAAP）」の下で引き続き報告を行っているからであり、なおかつ、そういった子会社は、さらにその後で、親会社が求めるグループ報告のために、国際会計基準（IFRS）との照合を行う必要がある。そういった照合の必要性を低減させること、ならびにIFRSが、これらの子会社の事務負担を少なくすることになるであろう。

EU に対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 16 / J to E

英国の EU 離脱を巡る懸念

BRT は EU と英国に対し、英国の EU 離脱が企業に与える悪影響を最小限に抑えるべく最大限の注意を払うよう求める。

言うまでもなく、英国の EU 離脱は欧州企業と日本企業の両方に影響を与える。特に欧州で事業を展開し、EU と英国との間に統合化されたサプライチェーンを築いている日本企業への影響は大きいだろう。したがって、日本企業にとっては、EU と英国の間で無関税や通関手続きの最小化といった、摩擦のない貿易が維持されることが、きわめて重要である。さらに EU で事業を展開する日本企業にとっては、自由な投資、円滑なサービスと金融取引、統合化された規制・基準、必要なスキルを備えた労働力へのアクセス等の、自由で開かれたビジネス環境が欧州全域で提供されることがどうしても必要である。

したがって、BRT は EU と英国に対し、日本企業のそうした懸念を真剣に考慮し、建設的な交渉を通じて現在のビジネス環境を最大限に維持し、企業に影響を与えるおそれのある急激な変更を避けるための方策を探るよう求める。

<直近の進捗状況>

これは新たな提言である。

<背景>

英国が EU を離脱することとなった国民投票の結果を受け、英国のテリーザ・メイ首相は 2017 年 3 月 29 日にリスボン条約第 50 条を発動した。その結果として、英国は 2019 年 3 月 29 日に EU を離脱することになったが、摩擦のない、開かれた経済関係が今後 EU と英国の間で維持されたまま、英国の EU 離脱が冷静に実現するかどうかについて企業の間には不安が広がっている

WP-1 / # 17 / J to E

化学品規制

17.1 欧州化学品規制 (REACH)

1. BRT は、EU 政府に対し、欧州化学品規制 (REACH) の実施に対し、特に次の点に、さらに注意を払うよう要請する。
 - EU 市場に出回っている物品のかなりの部分が EU 域外から輸入されていることから、ガイダンスの更新時には、非 EU 企業の見解を取り入れる機会を増やすことが望ましい。この点に関し、非 EU 企業の代表者が欧州化学物質庁 (ECHA) の利害関係者として登録することを EU 企業同様に認められるべきである。
 - 例えば、ppm 単位ではなく ppb 単位で表した新たな高懸念物質 (SVHS) の閾値が低すぎる場合、製造業者や輸入業者にとっては、正確な測定が困難なことから、その閾値の有効な実施には実務上の難しさが伴うことになる。

- EU 政府は、高懸念物質に適用される閾値が採用された場合、その実施を強化することが望ましい。実施を強化しない場合、極めて低い閾値の高懸念物質の増加によって、厳密に遵守している製造業者／輸入業者と、あまり厳密に遵守していない製造業者／輸入業者との間の競争を歪めることになる。
2. BRT は、EU 政府が PACT-RMOA（公共活動調整ツール・リスク管理のオプション分析）を、特に次の点で、さらに改善するよう要請する。
- 中小企業が今も PACT-RMOA を理解するのが難しいと感じる場合があることから、EU 政府は、中小企業のニーズに応えるよう PACT-RMOA を改良すべきである。
 - 企業による寄与プロセスを、今以上に発展させるべきである。
 - PACT-RMOA の透明性を改善すべきである。
 - 加盟国の評価機関による評価の品質は、評価プロセスの標準化を通じてその一貫性をさらに高めるべきである。
 - 物質の選定基準の透明性をさらに高めるべきである。
 - 少なくとも、より公正でより正確なリスクアセスメントを提供するために、公開協議（最低 12 週間）は、加盟国すべての国内で実施すべきである。
3. BRT は、REACH の実施に関して、英国の EU 離脱による影響を緩和するよう EU 政府に求める。

日本から EU 諸国へ化学物質を輸出する数多くの企業は、現在、英国内で法人格を取得したコンサルティング会社または系列会社を唯一の代理人（OR）として、物質の登録およびトン数帯に関連する業務を含め、REACH に適合するための業務を委任している。

英国が EU から離脱するため、これらの企業は、OR の資格を失い、EU 域外のメーカーは、新たな OR を任命し直さなければならないだけでなく、すべての既に登録された OR 情報の変更、または EU 内の顧客および物質の有害性の情報の新たな OR への伝達など、複雑な業務を行わなければならない。

したがって、膨大な量の事務仕事を避けるために、BRT は、欧州委員会が、英国企業に OR 資格を付与し続けることなどによって影響を緩和するための大胆な措置を講じること、ならびに十分な移行期間を設けるよう強く促す。

4. 欧州委員会は REACH 規則の見直しを計画している。人体の健康と環境に危険を及ぼすポリマーに関して登録規則を設けることもその一つである。現行の REACH 規則では、ポリマーを構成するモノマーの登録のみが義務付けられ、ポリマーの登録は義務付けられていない。BRT は、見直しにより現行のモノマー登録規則を撤廃し、人体の健康と環境に危険を及ぼすポリマーの登録に規則を変更するよう欧州委員会に求めている。モノマー登録を義務付けているのは世界中で REACH 規則のみである。日本の化学物質審査規制法や米国の有害物質規制法（TSCA）に代表される諸外国の規則では、人体の健康と環境に危険を及ぼすポリマーの申請・届出が主流となっている。REACH 規則の施行開始から 10 年を経て、モノマー登録には多くの問題点があることが明らかになった。EU 域外の

企業はモノマー登録に多大な労力、時間、費用を費やさなければならないが、モノマー登録は人体の健康と環境への危険や化学曝露についての十分な情報を EU 企業に提供することができない。

<直近の進捗状況>

進展が見られた。PACT-RMOA の各条項の解釈に関する EJC（工学者合同委員会）の決定により、その解釈が最終的なものとなった。PACT-RMOA の導入により、SVHC に関する提案にも一段と進展があった。

<背景>

REACH には、企業にとって実務上、実施が非常に困難な要件が含まれている。

欧州委員会が非 EU 企業の代表者を欧州化学物質庁（ECHA）の利害関係者として登録できるよう提案したにもかかわらず、非 EU 企業の代表者の登録が行えないことが分かった。EU は開放経済であり、また EU 市場に出回っている物品のかなりの部分が EU 域外から輸入されていることから、このような重要な問題に関し、非 EU 企業の考え方を考慮に入れるためのシステムを備えることは EU の利益になる。

REACH の実施は十分ではないことが確認されている。その結果、REACH は均一的に実施されていない。製造業者や輸入業者の中には、閾値を超えてはならない限界値としてではなく単なる参照値と解釈しているところもある。高懸念物質（SVHC）の見つかる可能性は低いと信じて、SVHC をまったく測定しない製造業者や輸入業者もいる。

欧州化学物質庁（ECHA）は、PACT-RMOA のウェブサイトを新たに開設し、評価を行った SVHC の評価結果を公表している。BRT は、欧州化学物質庁が SVHC の特定の透明性を高めてきたことに感謝する。

しかし、PACT-RMOA での決定は、ある物質を SVHC として指定することにはなるものの、加盟国の評価機関の評価品質にはばらつきがあり、PACT-RMOA のリストへの掲載するための物質の選定基準は、透明性に欠ける。加えて、PACT-RMOA は、任意の活動であるため、評価機関の責任は曖昧である。

17.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチ

BRT は、EU 政府に対し、CMR（発癌性、変異原性、生殖毒性）といった分類によってではなく、健全な科学的手法に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱が毒性の評価項目ではないためである。有害性評価は、WHO で定義されている内分泌作用機序に基づいて有害事象を特定し、潜在性、先導的毒性、重症度、不可逆性を踏まえて特性化を行うことにより、実施すべきである。

<直近の進捗状況>

公開協議を含む継続的な協議の結果、一定の進展が見られた。

<背景>

EU 政府は現在、REACH、PPPR（植物保護製品規制）、BPR（バイオサイド規制）等の現行法を審査し、政策措置を検討している。欧州委員会は、2016年7月に分類に関する通達を発表すると表明した。

17.3 欧州特定有害物質使用制限指令（RoHS）

BRT は、RoHS に含まれる物質の特定と評価は、最も適切なリスク管理オプションを考慮し、強固かつ一貫性のある方法に基づいて行うべきであることを提言する。将来的には、「REACH および指令 2011/65/EU（RoHS）－ 共通の理解」の原則を適切に適用・実施して、規制の重複を避けるべきである。

BRT は、すべての新たな規制イニシアチブが、制限、代替品ならびに適用除外の要請に関して、適切な時期の実施を可能にするために必要なレベルの法的な確実性、透明性そして予測可能性を与えるよう要請する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

規制物質のリストに入れる物質を特定し評価する方法についてのガイダンスを策定するために、欧州委員会が主導して作業部会が設立された。

REACH および RoHS の下で同じ化学物質に対する今後の規制措置をどのように管理していくかのシナリオを定める「共通の理解」文書も、欧州委員会から発行された。

<背景>

RoHS の下での規制物質のリストに含まれる可能性のある物質を特定して評価するために、欧州委員会は、その方法について取り組みを続けてきた。この特定・評価の方法は、物質審査のプロセスと基準を明確化し、今後の評価すべてに対する強固かつ一貫性のある手法を提供するために、今後さらに細かく調整すべきである。別のリスク管理のオプションが検討されることもあり得ることから、物質の評価が、必ずしも RoHS に基づく規制物質のリストに含める提言に結びつくとは限らない。

REACH および RoHS は、いずれも化学物質の使用を規制する。認可、規制、適用除外のプロセスは、この二つの規制間で部分的に重複しており、産業に複雑さと負担を与えている。「共通の理解」は、人の健康と環境の保護を守りながら、最も効率的かつ効果的な方法を用い、どのようにしてこれらのプロセスを管理すべきかを具体的に示している。

17.4 CLP 規制

EU の輸入業者と EU 域外の輸出業者の負担をともに軽減するため、BRT は EU の当局が健全な科学に基づく日本政府との協議を通じて世界調和システム（GHS）に基づく共通の分類基準を定め、分類の結果を調和させるよう要請する。

BRT は、さらに EU 政府に対し、技術的進歩への適応化（ATP）の段階から GHS を考慮するよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の進展が見られた。

<背景>

CLP 規制（物質および混合物の分類、ラベル表示、包装に関する規則（EU）No 1272/2008）は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に対応したものであるが、一部採用していない分野や EU 独自の分野もある。その結果、EU への輸出業者は GHS と CLP の両方を遵守することを求められる。

17.5 ナノマテリアル

1. 総括的提言

BRT は、EU 政府に対し、製品の表面からのナノマテリアルの飛散を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 具体的提言

(1) ナノマテリアルの定義

BRT は、欧州委員会が検討中のナノマテリアルの定義に関する委員会の提言に、間もなく実施される公開協議の結果を反映させ、提言を国際的に整合化させるよう要請する。

(2) 測定方法の標準化

BRT は、EU 政府に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和された測定方法とすべきである。

(3) 報告・登録制度

ナノマテリアルの登録に関する REACH 附属書の改定が 2017 年 10 月に発表され、約 1 カ月間にわたる公開協議が実施された。BRT は、EU 当局が公開協議の意見を十分に反映させ、何らかの危険のあるものに限って登録を義務付ける登録システムを構築することを求める。ナノサイズでは何ら危険のない物質がいくつか存在する。また、樹脂に埋め込まれた場合のように母材の中で固定されているために曝露の可能性がほとんどないナノマテリアルは、今後の改定に追加される登録要件から除外すべきである。

ナノマテリアル報告に関する現行の報告要件は各加盟国によってまちまちである。これが業界、特に中小企業にとって大きな負担となっている。そのため、BRT は EU 当局が率先して、EU レベルで調和された報告制度を確立するよう要請する。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展は見られなかった。

報告制度に関しては、欧州委員会が公開協議を行っている。

報告制度に関しては、フランス、ベルギー、デンマーク、スウェーデンをはじめとする一部の加盟国が独自の制度を採用している。統一された報告制度は、業界にとって極めて重要である。

測定方法に関しては、2012年に共同研究センターが「用語『ナノマテリアル』の欧州委員会定義の実施のための測定要件」と題された報告書を発表した。依然として実用性やコストが課題である。

2017年6月、ナノマテリアルに関する情報を提供するために、「EU ナノマテリアル・オブザーバトリー (EU-ON)」が設立された。

<背景>

2011年10月18日、ナノマテリアルの定義に関する欧州委員会勧告

(2011/696/EU) が発表された。複数のEU加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあり、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならない。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く。

届出といった規制上の要件を満たす際に、ナノマテリアルの測定にはさまざまな測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

17.6 バイオサイド製品規制

BRTは、EU政府に対し、バイオサイド製品（殺生物性製品）によって人、動物および環境にもたらされるリスクを低減するために、バイオサイド製品規制（BPR）に基づき処理された成形品に対する対策の効果を評価し、そのような対策が目的に叶うものであることを保証することを求める。

バイオサイド製品規制（BPR）は、概念的であり、必ずしも分かりやすいものではないことから、BRTは、EU政府に対し、活性物質、バイオサイド製品または処理された成形品の実際の事例に対する適正な手続きを説明する実用的で分かりやすい対応問答集（FAQs）を発行するよう求める。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

2012年5月22日の欧州議会および理事会のBPR（殺生物性製品の市場における利用および使用に関する規制（EU）No 528/2012）は、処理された成形品は、成形品の処理に用いられるか、または成形品に組み込まれる殺生物性製品に含有されるすべての活性物質が承認されない限り上市してはならない旨、要求している。この要件は、有害な化学薬品を規制して管理するための既存の法的仕組み（例えば、REACH、RoHS）に加えて、産業界に大きな負担とコストを課しており、その結果

として技術の停滞を招き、EU 市場に製品を上市するメーカーまたは輸入業者の競争力に影響を与えることになる。BRT は、これが EU 外のメーカーおよび輸入業者に不釣り合いな影響を与えていることを懸念する。というのは、そのような規制対象の活性物質は中小企業（SME）および EU に対する販売高も限定的で、BPR の要件に取り組むだけの資力がない企業から供給されることが多く、その結果、そのような企業は機能性を失い、さらに EU 市場に参入するための技術や潜在的イノベーションを制限されるのである。したがって、BRT は、BPR に基づいて処理された成形品対策について、「社会経済上の恩恵」対「人と環境に対する恩恵」を評価することによって、この規制の影響の評価することを提言する。

所轄庁の会合では、数多くのガイダンス文書が作成されてはいるものの、そのようなガイダンス文書の多くが問題をますます複雑化してきている。BRT は、EU 政府に対し、ガイダンスを分かりやすいものに改善するよう要請する。

WP-1 / # 18 / J to E 共通連結法人課税標準（CCCTB）

欧州委員会は、2016 年 10 月 26 日、共通連結法人課税標準（CCCTB）の法制に関する提案を再び打ち出した。この提案は、2 段階での法制化を提案している。まず、第 1 段階は、共通課税標準（CCTB）の規則について合意し、次に連結（CCCTB）規則について合意する。この再度打ち出された CCTB/CCCTB 提案は、総収入が 7 億 5 千万ユーロを超える連結グループに所属する企業に対し、これらの規則の適用を義務化するものである。

企業が新たな課税標準に適応するためには多大なコストが発生するものの、BRT は、単一市場において、CCCTB が税法の遵守を単純化することを期待している。また、CCCTB は、子会社の損金を親会社の利益で一時的に相殺する仕組みを取り入れ、資本参加免税と新たな R&D 控除を通じて成長と投資を促進させることになるであろう。

しかし、BRT は、企業への大きなメリットは、ほとんどが第 2 段階に存在することを指摘したい。

- 連結によって、損益の統合化が可能となる。
- 連結グループ内ののれんの譲渡は、もはや税金の問題ではなくなる。
- 連結グループ内の移転価格は、もはや税金の問題ではなくなる。

したがって、BRT は、EU 政府が第 1 段階の CCTB 提案の採択後、速やかに第 2 段階の CCCTB 提案を採択するよう強く求める。

BRT は、理事会での提案審議の中で、加盟国が税制を簡素かつ賢明なものに維持し、成長と投資の促進に傾注していくことを期待する。

BRT は、加盟国が CCTB/CCCTB 提案について合意することが難しいと判断した場合でも、加盟国は、CCCTB がそれを支持する加盟国によって真っ先に実施されるよう、速やかに協力手続きを強化する方向に向かうことを提案したい。

BRT は、EU に対し、世界中の国々が望むような世界的にベストプラクティスな法人税の仕組みを作ることを目指すよう促す。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が提案を再度打ち出したことから、一定の進展があった。

<背景>

欧州委員会は、2011 年、共通連結法人課税標準 (CCCTB) についての理事会指令を提案した。理事会は、この提案で合意に達することはできなかった。

欧州委員会は、2016 年 10 月 26 日、CCCTB の法制に関する提案を再度打ち上げた。第 1 段階は、共通法人課税標準 (CCTB) についての理事会指令 COM (2016) 685 の提案であり、第 2 段階は、共通連結法人課税標準 (CCCTB) についての理事会指令 COM (2016) 683 の提案である。

グループ内取引と課税との関係は、企業的意思決定において重要な要素の一つである。国際的に事業を展開する企業が、EU での税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが極めて望ましい。

WP-1 / # 19* / J to E 持続可能な欧州の未来

企業の社会的責任／責任ある企業行動 (CSR/RBC) および持続可能な開発目標 (SDGs) に関する政策

欧州委員会は、2016 年 11 月 22 日に公開した通達「持続可能な欧州の将来に向けた次のステップ」において、「責任ある企業行動／企業の社会的責任 (RBC/CSR)」に関する活動を強化する計画を明らかにした。BRT はその方向性を歓迎し、次のように提言する。

- SDGs/CSR を EU の政策策定と一体化し、SDGs/CSR の取込みをいかにして推進するかに関する政策議論においてリーダーシップを取るとともに、好影響を最大化し、悪影響を緩和するための措置を進める。
- 「SDGs に関するマルチステークホルダー・プラットフォーム」を超える、開かれたプラットフォームを構築する。欧州委員会は、「SDGs に関する EU マルチステークホルダー・プラットフォーム」を超えた対話とコンサルテーションを開始すべきである。日本をはじめとする EU のグローバルパートナーは、ベストプラクティスを交換するだけでなく、今後の政策の議論に関する意見を収集するという意味でも特に有益である。欧州委員会成長総局 (DG GROW) と経済産業省 (METI) が日・EU 産業政策対話の中のテクニカルワーキング・グループの一つとして創設した日・EU CSR ワーキング・グループは、他のマルチステークホルダー・メカニズムを補う、重要な二者間対話のための既存プラットフォームの一つである。
- 一からやり直すのではなく、過去の体験を足掛かりとする。すなわち、EU の CSR 政策に沿って、企業とステークホルダーが参加する、持続可能性に関する枠組みと協力プラットフォームが多数存在する。我々は、これらの全体的な成果に注目

し、ベストプラクティス、さらなるイノベーションのための知識、SDGs を実現するための協力活動を見極めるべきである。

責任あるサプライチェーンマネジメント

BRT は、国連のビジネスと人権に関する指導原則や OECD デューデリジェンス・ガイダンス等の国際的に認められた枠組みの実施を支援するという欧州委員会のコミットメントを歓迎する。BRT は同時に、このアジェンダを推進するために委員会が非 EU 諸国と協力することを評価する。

BRT は、EU 当局が以下のアプローチを取ることを提案する。

- EU 特有の条件を取り入れるのではなく、リスクベース・アプローチをとる、国際的に認められた枠組みを EU 域内で推進する。これにより、企業は世界中で一貫して有意義な措置を講じることができる。このような枠組みとしては、「国連のビジネスと人権に関する指導原則や「OECD デューデリジェンス・ガイダンス」等が挙げられる。
- 企業の学習を妨げるような、行政上の不必要な負担が生じないようにする。世界中でデューデリジェンスと透明性に関する法律上の要件と法律外の要件が増加し、企業はさまざまな要件を満たすことに追われている。欧州委員会は先頭に立ち、悪影響の緩和という目的を達成する上で本当に重要で有意義な事柄に焦点を絞るように趨勢を導くべきである。
- 現場の根本的問題に効果的に対処するため、国や地域間のガバナンス・ギャップの解消に向けてリーダーシップを取る。産業界の取組みだけでは、こうした地域からの責任ある調達を保証されないことを BRT は認識している。各国政府が関与し、協力することがきわめて重要である。ここで、EU の外交は重要な役割を果たす。BRT はステークホルダーとの対話とステークホルダーの参加を支持する。それは、さまざまな文化と制度を跨いだ協力を推進し、企業と社会にとっての価値を創出するための最善策である。
- 責任あるサプライチェーンを確立するように企業を促す環境を形成する。問題に熱心に取り組む企業は、その努力と進歩、当該企業のマネジメントプロセスの水準の高さによって認められるべきである。

開示と透明性

情報の開示は、企業が創出する価値を伝えるための第一歩であり、ステークホルダーの間に信頼を築くことのできるものである。

財務以外の報告に関して言えば、これらは非常に重要なコミュニケーション手段だが、報告する側の企業が情報の開示先と内容の決定に関して裁量を与えられることが条件である。マテリアリティは企業によって異なり、事業の性質やトップマネジメントのものの方、企業文化によって左右される。マテリアリティの特徴は多様であるため、自社の価値創出を表現するために何を報告するかを決定するにあたって企業は柔軟性を与えられるべきである。したがって、動きの激しい、変化する環境の中で企業

が自社の事業をわかりやすく説明できる唯一の現実的な方法は原則主義的なアプローチである。

BRT は以下の通り提言する。

- 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として政策に関する対話を強調し、対話を PDCA 管理サイクルに組み込むことによって企業の社内実務の改善を活用する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。
- コンプライアンスを考慮してではなく、企業と投資家が価値創造プロセスについて話し合うための有意義なチャンネルを構築することによって非財務報告にアプローチする。
- ステークホルダー、貿易相手国・地域、各国政府、サプライヤーとのオープンな情報交換等の方法を含め、世界を舞台に創造力と競争力を高めるために CSR/SDGs を日常業務に組み込む意欲を企業に持たせることによってイノベーションと成長を促す。
- 企業の SDGs への貢献に関し、EU 独自のモニタリングや報告メカニズムを設けて強要しない。モニタリングは、企業にとって重要な影響と改善点に焦点が絞られた場合に意味を持つ。EU は、そうしたモニタリングや報告メカニズムの設置にあたって日本などの諸外国と協力すべきである。